

インフルエンザ予防接種 説明書 (R6)

予防接種を受ける前に必ずお読みください。

インフルエンザ予防接種の効果と副反応について、この説明書をよく読んで十分納得したうえで、自らの意思と責任で接種を希望する場合に接種を受けましょう。



(1) インフルエンザとは

A型又はB型インフルエンザウイルスの感染を受けてから1～3日間ほどの潜伏期間の後に、発熱（通常38℃以上の高熱）、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛などが突然あらわれ、咳、鼻汁などの上気道炎症状がこれに続き、約1週間の経過で軽快するのが典型的なインフルエンザで、いわゆる「かぜ」に比べて全身症状が強いのが特徴です。特に、高齢者や、年齢を問わず呼吸器、循環器、腎臓に慢性疾患を持つ患者、糖尿病などの代謝疾患、免疫機能が低下している患者では、原疾患の増悪とともに、呼吸器に二次的な細菌感染症を起こしやすくなり、入院や死亡の危険が増加するといわれています。毎年発生するインフルエンザ（季節性インフルエンザ）は、我が国では通常、初冬から春先にかけて流行しその多くは自然に治癒します。1シーズンに少なくとも数百万人、多いと1千数百万人の罹患者が発生し、学校や仕事などを休む人が一気に増え、割合は低くても罹患者が増えれば多くの重症者が発生し、数千～数万人の生命に危険が及ぶこともあります。

(2) 予防接種の効果

現在国内で用いられている不活化インフルエンザワクチンは、感染を完全に阻止する効果はありませんが、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。高齢者では、34～55%の発病を阻止し、82%の死亡を阻止する効果があったと報告されています。

(3) 接種時期

地域差はありますが、通常我が国のインフルエンザの流行は例年12月から3月が中心です。病原ウイルスは少しずつ抗原性を変えることが多く、ワクチンも毎年これに対応するウイルス株が選定されています。また、ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約2週間後から約5か月とされています。インフルエンザの予防接種は、過去の発生状況から考えて、より有効性を高めるために一般的には10月から12月中旬までの間に行うことが適当です。

(4) 予防接種不適合者（予防接種を受けることが適当でない人）

- ① 接種当日、明らかな発熱のある人 → 体温が37.5℃以上の場合です
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな人
- ④ インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある人
- ⑤ その他、医師が不適合な状態と判断した人

(5) 予防接種要注意者（接種の判断を行うに際し、注意を要する人）

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する人
- ② 過去にけいれんの既往のある人
- ③ 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

※インフルエンザワクチンは、ウイルスの増殖に孵化鶏卵を用いるので、卵アレルギーが明確な人(食べるとひどいじんましんや発疹が出たり、口腔内がしびれる人)

裏面へ続きます

(6) インフルエンザ予防接種と他の予防接種の接種間隔について

インフルエンザ予防接種と他の予防接種【生ワクチン・不活化ワクチン(高齢者用肺炎球菌・新型コロナウイルス等)】については、接種間隔の規定はありません。

2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。

(7) インフルエンザワクチンの副反応

重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー(じんましん、呼吸困難、血管浮腫等)があらわれることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じますが、まれに接種後4時間以内(アナフィラキシーの副反応報告基準)に起こることもあります。その他、ギラン・バレー症候群(※)、けいれん、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作、急性汎発性発疹性膿疱症等があらわれたとの報告があります。

その他、まれに接種直後から数日中に、発疹、じんましん、紅斑、掻痒等があらわれることがあります。発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、発赤、腫脹、疼痛等を認めることがありますが、通常、2～3日中に消失します。

※ 「ギラン・バレー症候群」とは、急性・多発性の根神経炎の一つで、主に筋肉を動かす運動神経が障害され、四肢に力が入らなくなる病気です。

(8) 副反応がおこった場合

予防接種の後、まれに副反応(7)が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。接種後、接種部位の異常反応や体調変化がある場合(接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色が悪い、低血圧、高熱など)は、速やかに医師の診察を受けてください。

(9) 予防接種健康被害救済制度

インフルエンザの予防接種による健康被害者からの健康被害救済に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、健康被害に対する給付を受けることができます。

1. 医療費 予防接種による健康被害について要した医療費の自己負担について給付する。ただし、その医療は、病院又は診療所に入院を要すると認められる程度の医療とする。
2. 医療手当 予防接種による健康被害について医療を受けた場合、入院通院等に必要の諸経費として月を単位として支給する。
3. 障害年金 予防接種を受けたことにより、一定の障害の状態にある者に対し、障害の程度に応じて支給する。
4. 遺族年金 予防接種を受けたことにより、死亡した者が生計維持者の場合、その遺族に対して支給する。(支給は10年間を限度とする。)
5. 遺族一時金 予防接種を受けたことにより、死亡した者が生計維持者でない場合、その遺族に対して支給する。
6. 葬祭料 予防接種を受けたことにより、死亡した者の葬祭を行なう者に対して支給する。

(10) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① **予防接種をうけた後30分間程度**は、急な副反応が起こることがあります。
医師(医療機関)とすぐ連絡をとれるようにしておきましょう。**(接種後24時間以内の健康状態に注意しましょう。)** **接種後、1週間は副反応の出現に注意しましょう。**
- ② 接種部位は清潔に保ちましょう。当日の入浴は差し支えありません。注射した部位をこすことはやめましょう。
- ③ 当日は、はげしい運動は避けましょう。

問い合わせ 小山町健康増進課(健康福祉会館) 電話76-6668